平成２９年８月

【覚えのないネット通販の請求がきた！】

＜相談＞

自宅にインターネット通信販売によるゲームソフト購入代金の請求書が送られてきた。販売店からではなく後払い代行会社（以下、代行会社）と名乗るところからだった。まったく覚えがないので請求書に記載されている販売店に連絡したところ「あなたの名前、住所等で注文があり、商品もあなたの住所へ送付した」と言われた。どう対処したらよいか。

＜アドバイス＞

インターネット通信販売では、昨今多様な支払い方法が用意され利便性が高まる一方、それに便乗する詐欺の手口が考え出されています。ご相談は後払い代行の仕組みを悪用した、第三者が本人になりすまして商品を注文・詐取する詐欺の手口です。

後払い代行サービスとは、商品を注文した際に代行会社が販売店に立て替え払いをし、商品を受け取った後で代行会社に代金を支払う仕組みです。販売店は手数料を支払うことで代金回収リスクを低減し、消費者はクレジットカードがなくても支払い前に商品を確認できるメリットがあります。ただし消費者ごとに利用可能限度額が決まっていて、未払いがあると次のサービスは受けられません。

相談事例では、第三者が本人になりすまして注文した後に「留守なので荷物を転送したい」と宅配業者に連絡をし、県外の別の住所に商品を送らせていました。当センターから代行会社に経緯を説明したところ、請求は取り下げられました~~。~~（問題の第三者はまだ特定されていません~~。~~）。

こうした事例では、覚えのない請求書だからと放置していると、法律事務所等から債権回収通知が届くことがあります。一般の架空請求なら請求は無視するのが一番ですが、まずは専門家に相談して状況を見極めることが必要です。覚えのない請求があったら、消費生活相談窓口に相談しましょう。

消費者ホットライン　　☎１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センターにつながります。